

29 国連第2号

平成30年2月5日

宗像市長 谷井 博美 様

宗像市国民健康保険運営協議会  
会長 吉田 洋三

平成30年度における宗像市国民健康保険事業の運営について（答申）

平成30年1月19日付け29宗国第1099号で、貴職から諮問された「平成30年度における宗像市国民健康保険事業の運営について」、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 国民健康保険税の税率について

- (1) 基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、基礎課税額に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を7.5%、被保険者均等割額を25,500円、世帯別平等割額を25,500円とすることが適当である。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、後期高齢者支援金等課税額に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり所得割

額を2.4%、被保険者均等割額を8,500円、世帯別平等割額を8,500円とすることが適当である。

(3) 介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額については、介護納付金課税額に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を2.4%、被保険者均等割額を13,100円とすることが適当である。

2. 第2期宗像市国民健康保険保健事業実施計画について

宗像市国民健康保険保健事業実施計画については、被保険者の健康の保持増進や疾病の発症予防及び早期発見に効果的であり、医療費の適正化や安定的な国民健康保険事業運営に有効であると考えられるため、諮問どおりとすることが適当である。

3. 葬祭費の支給額について

葬祭費の支給額については、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、平成30年度から県下同一額に統一することから、諮問どおり30,000円とすることが適当である。

4. 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例について

宗像市国民健康保険給付費支払基金条例については、基金の適正かつ円滑な運用を図るため、諮問どおりとすることが適当である。